

伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則の一部改正(案)

◇平成30年5月8日提案

(補助金等の交付を受けている団体を代表する役員への就任)

第2条 条例第3条第4号に規定する補助金等の交付を受けている団体とは、市から直接、活動又は運営に対する補助金、助成金及び交付金を受けている団体とする。

2 条例第3条第4号に規定する補助金等の交付を受けている団体を代表する役員とは、前項に掲げる団体の長で当該団体の執行権を有する者とする。

◇平成30年5月14日付けアンケート

回答数7件

・一部改正(案)に賛同 4名

・第2項に対する修正(案)提示 3名

① 前項に掲げる団体の長 ⇒長など

② 一見出しー 団体を代表する役員 ⇒団体の役員

団体の長で当該団体の執行権を有する者 ⇒団体が役員と規定する者

③ 団体の長で当該団体の執行権を有する者 ⇒団体の規約に定める役員

※各派代表者会議の協議内容を精査のうえ再提案

◇再提案

(補助金等の交付を受けている団体を代表する役員への就任)

第2条 条例第3条第4号に規定する補助金等の交付を受けている団体とは、市から直接、活動又は運営に対する補助金、助成金及び交付金を受けている団体とする。

2 条例第3条第4号に規定する補助金等の交付を受けている団体を代表する役員とは、前項に掲げる団体の代表、副代表及び当該団体の意思を決定する立場にある役職とする。